

グループホームみやざわ苑 利用料金表 (令和4年10月1日適用)

1. 基本サービス費 ((介護保険給付の自己負担分 ※高額介護サービス費に該当することがあります。))

- 1割負担のかたは、下表の「1日の単位」 ×1 (円) です。
 2割負担のかたは、 " ×2 (円) "。
 3割負担のかたは、 " ×3 (円) "。

通常利用	要介護度	1日の単位
	要支援2	748円
	要介護1	752円
	要介護2	787円
	要介護3	811円
	要介護4	827円
	要介護5	844円

短期利用	要介護度	1日の単位
	要支援2	776円
	要介護1	780円
	要介護2	816円
	要介護3	840円
	要介護4	857円
	要介護5	873円

※令和3年9月30までの間は、上記1日の単位内0.1%を加えた単位を算定

2. サービス提供体制及び入居者の状況により上記サービス費用に加算される金額

(介護保険給付の自己負担分 ※高額介護サービス費に該当することがあります。)

- 1割負担のかたは、下表の「1日の単位」 ×1 (円) です。
 2割負担のかたは、 " ×2 (円) です。
 3割負担のかたは、 " ×3 (円) です。

区分	1日の単位	要件等
入院時費用	246	入院した場合 (1か月に6日を限度)
夜間支援体制加算Ⅱ	25	夜間及び深夜の時間帯を通じて基準を超える介護職員を配置するか、宿直者を1名配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日限度)	200	認知症の行動・心理症状があつて在宅生活が困難のため、緊急に入居が適当と医師が判断したかたに対し、サービスを提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症のかたを個別の担当者を定めて本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前31日以上45日以下)	72	医師が回復の見込みがないと診断したかたに対し、本人又は家族の同意を得て看取り介護を行った場合 (退所翌月に死亡の場合、死亡月に入居の実績が無くても算定ルール上、一部負担を請求することがあります)
看取り介護加算Ⅱ (死亡日以前4日以上30日以下)	144	"
看取り介護加算Ⅲ (死亡日の前日及び前々日)	680	"
看取り介護加算Ⅳ (死亡日)	1,280	"
初期加算	30	入居した日から起算して30日以内
医療連携体制加算	39	看護師により24時間連絡体制を確保し、日常的な健康管理や医療機関との連絡調整が行われ、また、看取りの指針を整備して、その内容を入居者やその家族に説明した上で、同意を得た場合
退居時相談援助加算	400 (1回)	入居期間が1月を超える入居者の退居時に必要な相談援助を行い、退居後にも、入居者や家族に居宅で居宅サービスか地域密着型サービスを利用すること必要な相談援助等を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	入居者総数のうち、認知症の重度のかたが一定割合以上で、かつ認知症の専門的研修の修了者を1名以上配置し専門的な認知症ケアを実施の場合

認知症専門ケア加算Ⅱ	4	認知症専門ケア加算Ⅰの要件に加え、より高度の認知症の専門的研修の修了者を1名以上配置した場合
口腔・栄養スクリーニング加算 ※6か月に1回を限度	20 (1回)	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員と共有した場合
栄養管理体制加算	30 (月)	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合
科学的介護推進体制加算	40 (月)	○入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ○必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	以下のいずれかに該当すること ① 介護職員のうち介護福祉士が70%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	介護職員のうち介護福祉士が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	以下のいずれかに該当すること ① 介護職員のうち介護福祉士が50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上
① 介護職員処遇改善加算Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算（②と③を除く）の合計の11.1%を加算	
② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（①③を除く）の合計の3.1%を加算	
③ 介護職員等ベースアップ等支援加算	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（①と②を除く）の合計の2.3%を加算	

3. 生活費

区分	金額 (円)		備考
居住費 (家賃)	1月	43,600	入退居月が月の途中の場合は、1日あたり1,453円の日割
食材料費	1日	1,000	提供日数分
光熱水費	1月	15,000	入退居月が月の途中の場合は、1日あたり500円の日割
預り金管理料	1月	500	

4. その他 (希望の場合)

区分	金額 (円)		備考
紙オムツ類		実費	
医療費			受診医療機関へ実費
寝具	1日	105	
家電用品 電気使用料	1日	50円	個人持ち込みで使用する、テレビ・電気毛布・パソコンラジカセ等
理容代 (散髪)		実費	
特別な食事		実費	通常提供する食事以外の特別な食事等
嗜好品等		実費	菓子類、新聞・雑誌 (個人購読用)
日用品		実費	シャンプー、石鹸、歯ブラシ、洗濯洗剤等
個人の教養娯楽 又は趣味的活動 等		実費	入居者の希望で教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用等

※入居一時金、保証金、敷金等はありません

※生活保護受給者の居室料は、生活保護法に基づく住宅扶助額上限額と同額です。

□ 高額介護サービス費

サービス費用（保険給付の本人負担）の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が長岡市への申請により払い戻されます（高額介護サービス費の支給）。

利用者負担区分	生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	市民税非課税世帯	一般	現役並み所得者
個人の上限額月	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円